

財形年金預金「ワイド型」

(2022年4月1日現在)

1. 商品名と概要	財形年金預金 (愛称:財形年金貯蓄「虹の預金(ワイド型)」…財形年金預金「ワイド型」) 財形年金は、財形住宅と合わせて 550 万円まで非課税となります。非課税のメリットを活かして、将来の資金づくりができます。
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫と財形貯蓄に関する覚書を締結している企業等に勤務されている勤労者の方 新規契約は 55 歳未満の方 なお、勤労者 1 人 1 契約に限られているため、他の金融機関と複数の契約はできません。
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> 積立期間 5 年以上とし、毎年定期(1 回以上)に積み立てていただきます。 年金受取開始日までに、積立終了日から 6 か月以上 5 年以内の据置期間が必要です。
4. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	毎月の給与および夏季・年末一時金からの天引きによるお積み立て
(2) お預け入れ金額	1 回当たり 1,000 円以上
(3) お預け入れ単位	1,000 円単位
5. 払い戻し方法	<ul style="list-style-type: none"> 積立期間および据置期間内での払い戻しはできません。 満 60 歳以降、5 年以上 20 年以内の期間にわたり年金としてお支払いいたします。 お受け取りは、毎月、2 か月ごと、3 か月ごと、4 か月ごと、6 か月ごと、1 年ごと(支払周期)から選択することができ、ご指定の口座(労働金庫の口座に限ります)にお振り込みいたします。 受取日は 1～28 日の任意の日をご指定できます。
6. 利息	<ul style="list-style-type: none"> 各預入時に、ワイド定期でお預かりし、財形年金預金「ワイド型」の利率を適用します。 年金元金計算日(年金支払開始日前のあらかじめ指定された支払周期を遡った応当日)前 1 年ごとの応当日を「まとめ日」とします。 ワイド定期は、預入日から 3 年後応当日を最長預入期限、預入日から 2 年を超えて 3 年以下の間にあるまとめ日を満期日とします。預入日から年金元金計算日までの期間が 3 年以下となる場合は、年金元金計算日を満期日とする以下の定期預金・利率を適用します。

(1) 預入商品・適用金利	<table border="1" data-bbox="555 206 1401 369"> <tr> <td data-bbox="555 206 890 302">預入期間 1 年以上 3 年以下</td> <td data-bbox="890 206 1401 302">預入日から 3 年後応当日を最長預入期限とするワイド定期でお預かりし、財形年金預金「ワイド型」の利率を適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 302 890 369">預入期間 1 年未満</td> <td data-bbox="890 302 1401 369">スーパー定期でお預かりし、財形年金預金「スーパー型」の利率を適用します。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ まとめ日において満期日の到来した預入をワイド定期に一口にとりまとめて継続し、当該まとめ日における財形年金「ワイド型」の利率を適用します。 	預入期間 1 年以上 3 年以下	預入日から 3 年後応当日を最長預入期限とするワイド定期でお預かりし、財形年金預金「ワイド型」の利率を適用します。	預入期間 1 年未満	スーパー定期でお預かりし、財形年金預金「スーパー型」の利率を適用します。																
預入期間 1 年以上 3 年以下	預入日から 3 年後応当日を最長預入期限とするワイド定期でお預かりし、財形年金預金「ワイド型」の利率を適用します。																				
預入期間 1 年未満	スーパー定期でお預かりし、財形年金預金「スーパー型」の利率を適用します。																				
(2) 利払い方法	年金支払日に元金とともにお支払いいたします。																				
(3) 計算方法	ワイド定期(付利単位 1 円、1 年を 365 日として日割計算で 1 年ごとの複利)あるいはスーパー定期(付利単位 1 円、1 年を 365 日として日割計算で単利)での計算方法を適用します。																				
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財形住宅と合算で元金(継続時に元金に組入れた利息を含みます。)合計 550 万円までの利息が非課税となります。 ・ 非課税限度額を超過した場合(超過前の預入金に係る利息も含みます。)は、その後に発生する利息はすべて 20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%・地方税 5%)となります。 ※ 2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの期間は、復興特別所得税が付加されています。 ・ 年金としての受け取り以外の目的で払い戻しの場合は全額解約となり、原則解約日以前 5 年以内に支払われた利息および中途解約利息について課税されます。ただし、年金支払い開始以後 5 年超の場合には、中途解約支払利息のみに課税されます。 																				
8. 付加できる特約条項	———																				
9. 満期日前解約(中途解約)の取り扱い	<p>満期日前に解約(中途解約)する場合の利息は、預入ごとにお預け入れ日から解約日の前日までの日数について、次の中途解約利率(小数点第 4 位以下切り捨て)により計算します。</p> <p>(1) ワイド定期の場合(1 年複利計算)</p> <table border="1" data-bbox="555 1456 1385 1697"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 か月未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>6 か月以上 1 年未満</td> <td>「2 年以上」利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1 年以上 1 年 6 か月未満</td> <td>「2 年以上」利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1 年 6 か月以上 2 年未満</td> <td>「2 年以上」利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2 年以上 2 年 6 か月未満</td> <td>「2 年以上」利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2 年 6 か月以上 3 年未満</td> <td>「2 年以上」利率×90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*お預け入れ日から年金元金計算日までの期間が 2 年未満となる場合は、当金庫所定の財形年金「ワイド型」の「2 年未満」利率を約定利率とします。</p> <p>(2) スーパー定期の場合(単利計算)</p> <table border="1" data-bbox="555 1803 1385 1910"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 か月未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>6 か月以上 1 年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日までの期間	中途解約利率	6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率	6 か月以上 1 年未満	「2 年以上」利率×40%	1 年以上 1 年 6 か月未満	「2 年以上」利率×50%	1 年 6 か月以上 2 年未満	「2 年以上」利率×60%	2 年以上 2 年 6 か月未満	「2 年以上」利率×70%	2 年 6 か月以上 3 年未満	「2 年以上」利率×90%	中途解約日までの期間	中途解約利率	6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率	6 か月以上 1 年未満	約定利率×50%
中途解約日までの期間	中途解約利率																				
6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率																				
6 か月以上 1 年未満	「2 年以上」利率×40%																				
1 年以上 1 年 6 か月未満	「2 年以上」利率×50%																				
1 年 6 か月以上 2 年未満	「2 年以上」利率×60%																				
2 年以上 2 年 6 か月未満	「2 年以上」利率×70%																				
2 年 6 か月以上 3 年未満	「2 年以上」利率×90%																				
中途解約日までの期間	中途解約利率																				
6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率																				
6 か月以上 1 年未満	約定利率×50%																				
10. 預金保険制度	この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内(1 預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本 1,000 万円までとその利																				

	息)で保護されます。				
11. 金利情報の入手方法	当金庫ホームページをご覧ください。当金庫担当者または窓口にお問い合わせください。				
12. 苦情処理措置(ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ)	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【近畿労働金庫 お客さまセンター】 受付時間: 平日 9:00～18:00 電話番号: 0120-191-968</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレット「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」を用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.rokin.or.jp/</p>				
13. 紛争解決措置(第三者機関に問題解決を相談したい場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紛争解決のご相談先として下記の第三者機関をご案内します。 ・ 下記以外の「第三者機関」については、「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」をご請求いただくか、当金庫ホームページでご確認ください。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <tr> <td style="text-align: center;">【公益社団法人 民間総合調停センター】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受付時間：平日 9:00～17:00 電話番号：06-6364-7644</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">【弁護士会】</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3581-0031 ・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3595-8588 ・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号：03-3581-2249 </td> </tr> </table> <p>※ 全国「ろうきん」の中央機関である「一般社団法人全国労働金庫協会」の「ろうきん相談所(受付時間: 平日 9:00～17:00 電話番号: 0120-177-288)」へお問い合わせいただいた場合は、上記「弁護士会」をご案内しています。</p> <p>※ お客さまから、上記「弁護士会」に直接お申し出いただくことも可能です。なお、上記「弁護士会」は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。</p> <p>※ ご利用にあたっての詳細については、各機関へお問い合わせください。</p>	【公益社団法人 民間総合調停センター】	受付時間：平日 9:00～17:00 電話番号：06-6364-7644	【弁護士会】	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3581-0031 ・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3595-8588 ・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号：03-3581-2249
【公益社団法人 民間総合調停センター】					
受付時間：平日 9:00～17:00 電話番号：06-6364-7644					
【弁護士会】					
<ul style="list-style-type: none"> ・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3581-0031 ・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3595-8588 ・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号：03-3581-2249 					
14. その他参考となる事項	_____				